

5. 景観計画の推進体制



「こえ坂の坂からのながめ」

令和3年度 永平寺町小学生風景絵画作品展 中学年の部 優秀作品



「吉野のホテル」

令和3年度 永平寺町小学生風景絵画作品展 中学年の部 優秀作品

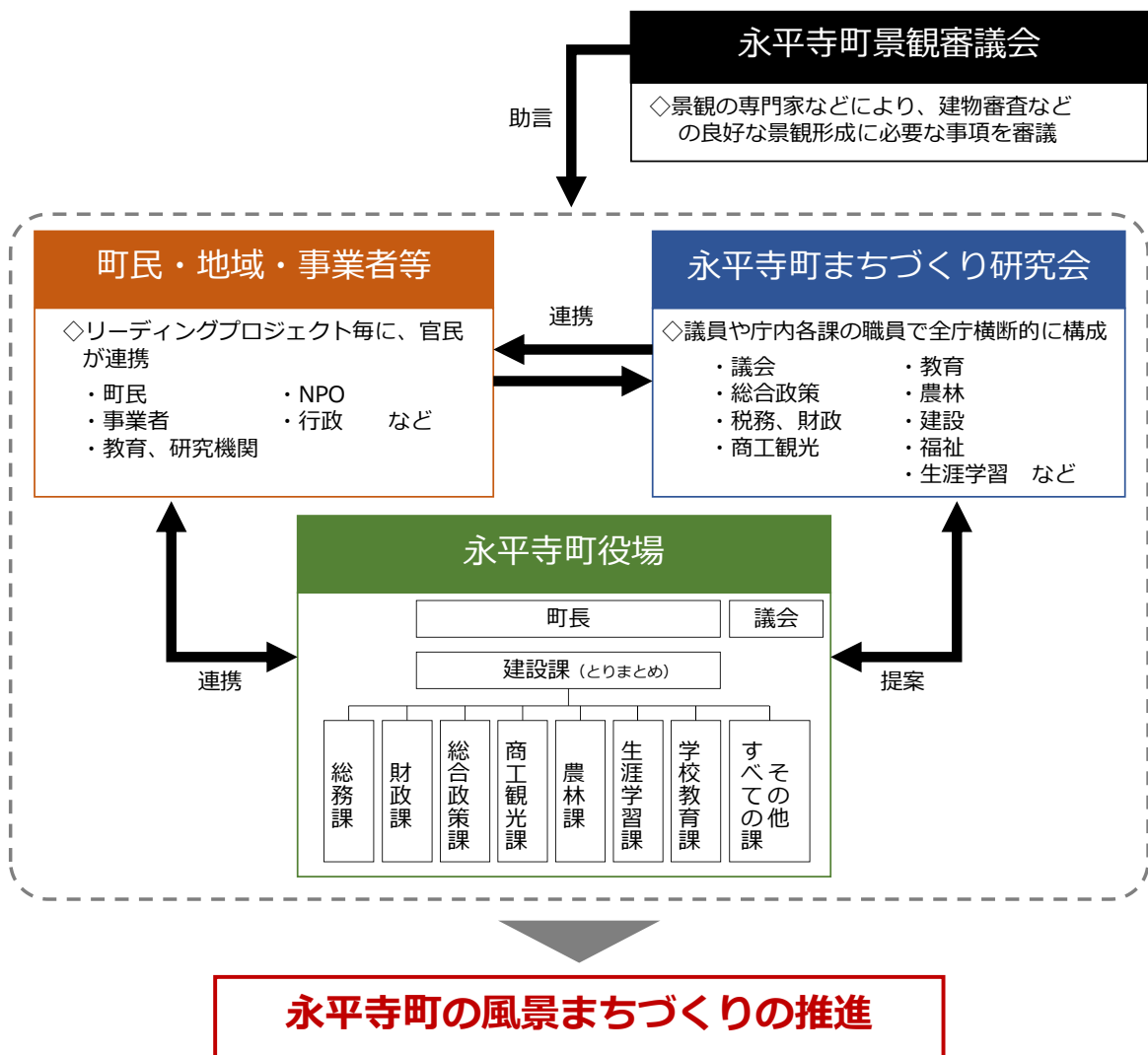
(1) 推進体制

風景まちづくりの推進にあたっては、町民、地域、事業者、NPO、教育・研究機関などと連携し、意見交換しながら、それぞれが得意とするアイデアや技術を出し合うことにより、風景まちづくりを一緒に考え、一緒に行動していきます。

永平寺町においては、建設課が景観計画や風景まちづくりのとりまとめを行います。実際の風景まちづくりについては、町長を筆頭に関連するすべての課が連携して全庁的に取り組みます。

また、風景まちづくりに対する様々なアイデアを提案するため、庁内各課の職員や議員で全庁横断的に構成する「永平寺町まちづくり研究会」を立ち上げ、まち歩き等により現場を確認し、様々なアイデアを提案しながら、リーディングプロジェクトの検討を進めました。今後も引き続き、風景まちづくりの推進に向けて取り組みます。

永平寺町景観審議会からも、良好な景観形成に必要な事項や風景まちづくりに対するアイデア等について助言をいただくなど、積極的に関与していただく体制としています。



本計画の推進体制



永平寺町まちづくり研究会（左：全体勉強会、右：松岡十二曲りのまち歩き）



永平寺町景観審議会（左：本計画策定に向けた審議会、右：小学生風景絵画展の審査）

庁内の推進体制

担当課	風景まちづくりの主な内容
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の作成、風景まちづくりのとりまとめ ・松岡公園の保全、整備 ・伝統的民家の保全、活用 ・参ろ一ど<small>まい</small>など道路の保全、景観整備 ・永平寺川など河川の保全、景観整備
農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・農地景観の維持、景観作物の推進 ・農業経営の安定化、農家への支援 ・林相転換の推進、森林の保全
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・永平寺門前など、観光地の魅力アップ ・ZEN文化のまちづくり ・道の駅の管理・運営
総合政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・自動走行運転 ZEN drive ・九頭竜川志比北リバーサイド等における企業誘致
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・松岡十二曲り等、歴史を学ぶ機会の創出 ・文化財の利活用 ・古墳の保全、活用
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の維持、利用促進
財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・予算に関すること
全ての課	<ul style="list-style-type: none"> ・風景に触れ、風景まちづくりに興味や関心を持ってもらう機会の創出（絵画展、フォトコンテスト、まち歩き等）

（令和4年3月現在）

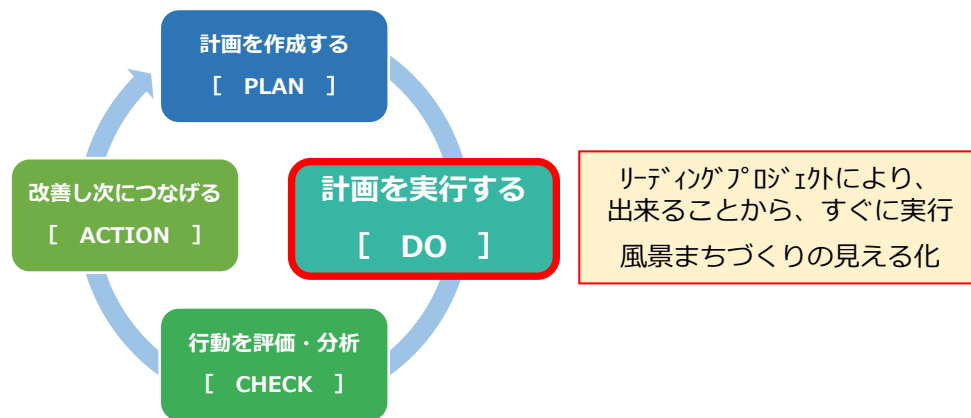
(2) 進行管理

風景まちづくりの実現性を高めるため、進行管理にあたっては、「計画（PLAN）」、「実行（DO）」、「評価（CHECK）」、「改善（ACTION）」の4つの視点のサイクルで計画を進めます。

本計画では、特に「実行（DO）」を強く意識し、第4章で示した各リーデプロジェクトにより、出来ることからすぐに実行します。風景づくりや良くなっていく風景を見える化していくことで、風景まちづくりを推進していきます。

風景まちづくりの取り組みの進行管理や評価は、「永平寺町景観審議会」の意見を伺いながら、建設課が適宜行います。

なお、本計画は、社会・経済状況の変化等を踏まえ、10年を目途に必要なに応じて適切な見直しを図ります。



進捗管理のPDCAサイクル

＜大本山永平寺旧参道の再生整備、永平寺川の修景整備、親禅の宿「柏樹閣」の新設＞

P：計画段階でイメージパース作成 ⇒ D：工事実施、完成 ⇒
⇒ C：現状評価（植栽が少なく寂しい） ⇒ A：紅葉等の追加植樹を予定 ⇒



計画段階のイメージパース



現在の旧参道と「柏樹閣」

(3) 今後に向けて

風景まちづくりの推進には、これまで以上に住民、地域、事業者等の皆さんと一緒に考え、一緒に行動していく必要があります。

風景まちづくりへのキックオフとして、本町では令和4年3月9日、大本山永平寺大講堂において、門前地区の皆さまと門前のまちづくりと一緒に考える「永平寺町風景まちづくりセミナー」を開催しました。

セミナーでは、県立大学の進士学長から『門前の風景デザイン』についてご講演いただいた後、門前地区の観光の現状や今後のまちづくり等について知識を深め、意見交換を行いました。風景まちづくりに向けて、紅葉の植樹などを早速進めていくことになりました。

今後も、観光やまちづくりに関わるすべての方に、風景まちづくりを知っていただく機会をつくり、一緒に考え、行動していける体制を整えながら、協働していく取り組みを推進していきます。

また、景観の形成や保全に取り組む地域や活動団体と連携していくとともに、こうした地域や活動団体が増えるような支援や取り組みを検討していきます。



令和4年3月、永平寺町風景まちづくりセミナー（左：ご講演される進士先生、右：門前地区の皆さま）

一方、景観法では、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人や一般財団法人等を「景観整備機構」に指定することが可能となっています。また、景観行政団体や景観整備機構は良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うための「景観協議会」を組織することができ、この協議会には、行政機関や観光関係団体等の各種団体を加えることができるとされています。永平寺町の景観条例では、「景観まちづくり団体」を認定することが可能となっています。

今後、これらの組織や制度を有効に活用し、実現性の高い風景まちづくりを研究していく必要があります。